

鳴門教育大学学校教育学部の卒業認定に関する規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 55 号

改正 平成17年 3 月14日規程第19号

平成27年 2 月27日規程第 5 号

令和 6 年 2 月28日規程第 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第54条の規定に基づき、卒業認定について、必要な事項を定める。

(認定の時期)

第2条 卒業認定は、原則として学年末に行うものとする。ただし、8月31日までに学則第53条に規定する卒業要件を満たした場合は、9月中に行うことができる。

(学年の途中の卒業認定の申出)

第3条 前条ただし書の卒業認定を希望する学生は、学長にその旨を申し出るものとする。

(卒業認定)

第4条 卒業認定は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(卒業の日)

第5条 卒業の日は、学年暦で定めた日とする。ただし、第2条ただし書きに該当する場合は、9月20日（その日が土曜日、日曜日及び休日に当たるときは、直前の平日とする。）とする。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、卒業認定手続等に関し必要な事項は、学校教育学部教務委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。